

町田市表彰条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市表彰条例の一部を改正する条例

町田市表彰条例（平成7年9月町田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(一般表彰)</p> <p>第3条 一般表彰は、<u>次の各号</u>のいずれかに該当する者に対して、市長が議会の同意を得て行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか</u>、市長が適当と認める者</p> <p>(自治功労彰)</p> <p>第4条 自治功労彰は、<u>次の各号</u>のいずれかに該当する者でその功労が<u>顕著である</u>と認められるものに対して、市長が行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 任命について議会の同意<u>又は選挙</u>により選任される特別職の職員として満12年以上在職した者</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項各号の規定にかかわらず、その年数に達しない者であっても、市長が特に<u>その功労が顕著である</u>と認めるものに対しては、これを行うことができる。</p> <p>(市民善行彰)</p> <p>第5条 市民善行彰は、非常災害時の人命救助<u>その他</u>市民の模範と認められる行為をした者に対して、市長が行う。</p> <p><u>(表彰の対象としない者)</u></p> <p>第11条 <u>第3条から第6条までの規定にかかわらず、次の各号</u>のいずれかに該当する者については、表彰の対象としない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p><u>(2) 懲戒によりその職を免ぜられた者</u></p>	<p>(一般表彰)</p> <p>第3条 一般表彰は、次のいずれかに該当する者に対して、市長が議会の同意を得て行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その他</u>市長が適当と認める者</p> <p>(自治功労彰)</p> <p>第4条 自治功労彰は、次のいずれかに該当する者でその功労が顕著と認められるものに対して、市長が行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>公選による委員会の委員又は任命</u>について議会の同意<u>若しくは選挙</u>により選任される特別職の職員として満12年以上在職した者</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項各号の規定にかかわらず、その年数に達しない者であっても、市長が特に<u>功労顕著と認めた</u>ものに対しては、これを行うことができる。</p> <p>(市民善行彰)</p> <p>第5条 市民善行彰は、非常災害時の人命救助、<u>その他</u>市民の模範と認められる行為をした者に対して、市長が行う。</p> <p><u>(適用の除外)</u></p> <p>第11条 次のいずれかに該当する者は、<u>第3条から第6条までに規定する者であっても、この条例を適用しない。</u></p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p><u>(2) 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(3) 分限又は懲戒によりその職を免じら</u></p>

<u>(3)</u> 前2号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと市長が認める者	<u>れた者</u> <u>(4)</u> その他表彰することが適当でないと市長が認める者
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の第4条第1項第3号に規定する公選による委員会の委員として在職した期間がある者については、当該委員としての在職年数を改正後の第4条第1項第3号に規定する職の在職年数とみなして、同条の規定を適用する。